



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- The logo consists of the characters '官報' (Official Gazette) in large, bold, vertical strokes. Below it, the text '発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)' indicates the publisher is the Cabinet Office, and the original manuscript was prepared by the National Printing Bureau.
- ## 目次
- ### 省令
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務二二）
- 予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働九四）
- ### 〔法規的告示〕
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働二六三）
- 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件の一部を改正する件（国土交通九〇一）
- ### 〔その他告示〕
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示
- （デジタル庁一二）
- 四
- 四
- 三
- 二
- （同二八）
- 電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件（総務三三四）
- 共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金として承認する件（同三三五）
- 特定国外派遣組織を指定する件（同三三六、三三八）
- 登録証明機関の技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更に関する件（同三三七）
- 国際連合安全保険理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三八二）
- 各都道府県共同募金会が令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（財務二五六）

(厚生労働二六四)

〔皇室事項〕

官序事項

令和六年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について（農林水産省）

勞
備

最低賃金の改正決定に関する公示 (長崎労働局最低賃金公示一)

公告

諸事項

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建

裁判

(北海道開発局八四)

内閣人事院
内閣府・文部科学省
法務省

二 法第十条の五の五第一項に規定する事業活動計画認定 当該特定認定に係る認定申請書に添付された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画(法第十条の五の五第三項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限る。以下この号において「環境負荷低減事業活動計画」という。)の写し(当該環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る変更の認定申請書の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の環境負荷低減事業活動計画の写しを含む。)並びに当該認定申請書(当該変更認定申請書を含む。)に係る認定通知書の写し

第二十条の九第三項中「及び第五項において」を「において」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一 法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産 当該法人が受けた次に掲げる同項に規定する特定認定の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定 当該特定認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書(当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。イにおいて「認定申請書」という。)の写し及び当該認定申請書に係る認定書の写し

ロ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第六条第一項、第九条第一項又は第十三条第一項の認定 当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第

の取引の適正化に関する法律施行規則第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第十条第一項の申請書（口において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された同法第十三条各号に掲げる計画の写し（当該計画につき同法第七条第一項（同法第八条第七項、第九条第八項又は第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第五条第一項（同令第六条第三項、第八条第三項又は第十条第三項において準用する場合を含む。）の申請書（口において「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書を含む。）に添付された変更後の同法第十三条各号に掲げる計画の写しを含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

二 法第四十二条の十二の六第一項に規定する事業活動計画認定 当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第八条第一項の申請書（以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画（法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限る。以下この号において「環境負荷低減事業活動計画」といふ。）を予防接種法（昭和十三年法律第六十八号）改正の省令を次のように定める。

画」という。)の写し(当該環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第八条第三項において準用する同令第五条第一項の申請書(以下この号において「変更認定申請書」という。)の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の環境負荷低減事業活動計画の写しを含む。)並びに当該認定申請書(当該変更認定申請書を含む。)に係る認定通知書の写し

改
正
後

第二十四条（接種の方法）
新型コロナウイルス感染症の定期的予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 コロナウイルス（SARS-CoV-1）
2) RNAワクチン（令和五年八月二日）
に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株XECに対する抗原を含むワクチンに限る。を二筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・六ミリリットルとする方法

二 コロナウイルス（SARS-CoV-1）

(接種の方法)

改 正 前

第二十四条 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 コロナウイルス（SARS-CoV-1）
2) RNAワクチン（令和三年二月十四日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-1またはオミクロン株JN・1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・三ミリリットルとする方法

二 コロナウイルス（SARS-CoV-1）
2) RNAワクチン（令和三年五月二十一日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-1またはオミクロン株JN・1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする方法

法規的告示

附則

三 組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン（令和六年九月五日承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株L.P. 8. 1に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、

○・五ミリリットルとする方法

四 コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン（令和六年十月三日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株L.P. 8. 1に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、

○・五ミリリットルとする方法

五 コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン（令和七年八月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株XECに对する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、

○・五ミリリットルとする方法

○・五ミリリットルとする方法
回筋肉内に注射するものとし、接種量は、
対する抗原を含むワクチンに限る。)を一
に医薬品医療機器等法第十四条第一項の
承認を受けたものであつて、SARS—
C O V — 2 オミクロン株 L P . 8 . 1 に
組換えコロナウイルス (S A R S — C
O V — 2) ワクチン (令和六年九月五日)

三 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和四年四月十九日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株JN. 1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

○国土交通省告示第九百一号
障害者の日常生活及び社会会
四十三、五十八（略）
削除

四十二、ネシツムマブ（静脈内投与療法）切
除が不可能なEGFR遺伝子増幅陽性 固
形がん（食道がん、胃がん、小腸がん、
尿路上皮がん又は乳がんに限る。）

回筋肉内に注射するものとし 接種量は、○・五ミリリットルとする方法

五 2) RNAワクチン（令和七年八月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SAR S-COV-2オミクロン株XEC）に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする方法

五 2) RNAワクチン（令和五年十一月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株JN. 1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする方法

改正後	改正前	第一（略）	第一（略）
<p>2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業告くは障害者の日常生活及び</p>	<p>2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業告くは障害者の日常生活及び</p>		

○厚生労働省告示第二百六十三号
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

二〇九 (略) 二〇九 (略)
この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

第三回 改正後

三
元集卷之三十四十一
三
整

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

その他告示

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

○デジタル庁告示第十一号
　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。
　令和七年九月三十日
　内閣総理大臣 石破 茂

内閣総理大臣 石破 茂の
ように定める。

この告示は、公布の日から適用する。

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十二条の二の七第一項第五号の確認措置に係る電気通信役務の認定をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

認定を受けた電気通信役務（以下「認定役務」といいます。）を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	認定役務の名称	認定役務の内容	認定をした日
UQコミュニケーションズ株式会社	UQ通信サービス契約	別記のとおり	令和7年8月26日

○總務省告示第三百三十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福利法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百十三条第二項に規定する共同募金会が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、当該共同募金会に対して支出された当該寄附金のうち、令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については令和八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、並びに令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については令和九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

○總務省告示第三百三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の二第一項の規定に基づき
のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

一
技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地

○総務省告示第三百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第三十八条の五第二項の規定

事務所の名称	事務所の所在地
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	東京都品川区八潮五丁目七番二号

二
変更年月日

別記 仮想移動電気通信サービス（平成28年総務省告示第106号（電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定する件）第1項第3号に規定する仮想移動電気通信サービスをいう。）以外の無線インターネット専用サービス（同項第2号に規定する無線インターネット専用サービスをいう。）。ただし、法人契約その他の電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第1号から第4号までに掲げる場合に締結される契約により提供されるもの及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2各第1項に規定する書面版式又は同各第3項に規定する電子計算機による

○総務省告示第三百三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日

総務大臣 村上誠一郎

一名 称	令和七年度豪州における実動訓練参加部隊
二 国外派遣期間	令和七年十月一日から令和七年十月二十八日まで
三 派遣人数（概数）	六十人程度
四 派遣地域	オーストラリア連邦

○外務省告示第三百八十一号

国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が令和七年八月五日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

外務大臣 岩屋 豪

令和七年九月三十日

経済産業大臣 武藤 容麿

別表の1、88. を次のものに改正する。

(別表) 1. 国際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。

88. バッシャール・サバーウィー・イフラー・ハサン・アル・ティクリーティー
Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Tikriti
(original script : بشار سعوی ابراهیم حسن الکریتی)
国連参照番号 : IQI. 085

生年月日 : 1970/7/17

出生地 : バグダッド、イラク

Baghdad, Iraq

別名 : バッシャール・サバーウィー・イフラー・ヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャー・サバーウィー・イフラー・ヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イフラー・ヒーム・ハサン・アル・バイヤート；アリ・ザフィール・アブドゥラ；バッシャール・アル・ナースイリー

Bashar Sab'awi Ibrahim Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sab'awi Ibrahim Al-Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sabawi Ibrahim Al-Hassan Al-Tikriti ; Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Bayjat ; Ali Zafir 'Abdullah ; BASHAR AL-NASIRI

国籍 : イラク

Iraq
住所等 : ダマスカス、アッサバーダーニー、ファード・ダーウード農場、シリア；ベイルート、レバノン

Fuad Dawod Farm, Az Zabadani, Damascus, Syrian Arab Republic ; Beirut, Lebanon

リスト掲載日 : 2005年7月27日 (2025年8月5日改訂)

災害名	地域	指定の期間
令和六年能登半島地震	石川県	令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日まで
	金沢市	
	七尾市	
	小松市	
	輪島市	
	珠洲市	
	加賀市	
	羽咋市	
	かほく市	
	白山市	
	能美市	
	河北郡津幡町	
	河北郡内灘町	
	羽咋郡志賀町	
	羽咋郡宝達志水町	
	鹿島郡中能登町	
	鳳珠郡穴水町	
	鳳珠郡能登町	

○国土交通省告示第九百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更（第一次）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十三年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○厚生労働省告示第一百六十四号
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（令和六年厚生労働省告示第四号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合（石川県輪島市、珠洲市及び能登町に係る場合に限る。）における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十月三十一日とする。
令和七年九月三十日 厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年九月三十日 財務大臣 加藤 勝信
社会福祉事業又は更生保護事業を行つてを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

令和七年九月三十日 土地交通大臣 中野 洋昌
一 縦覧開始の日 令和七年十月一日（縦覧期間二週間）
二 縦覧場所 東京都中央区八重洲一丁目三番七号八重洲ファーストフィナンシャルビル一八階
三 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。

○叙位
(独) 国立高等専門学校機構
職員 (神戸大学名誉教授)
従四位に叙する(各通)

叙位・叙勲

関根愛子

法務省

(水戸地方検察庁下妻支部検事)

東京地方検察庁検事に配置換する
(東南アジア諸国連合日本政府
代表部参事官) 外務事務官 伊藤 淳
検事一級(東京地方検察庁検事)に転任させる
(金沢区検察庁副検事) 副検事 天山 孝志
沖 佑里乃
検事

東京地方検察庁検事に配置換する
(九月二十六日)

人事院総裁川本裕子は、九月二十九日から海外に出張したので、その期間中、國家公務員法第十三条第三項の規定により、人事官伊藤がつらが人事院総裁の職務を代行する（九月二十九日）

○人事院	○経済産業大臣臨時代理解職 内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く 同	國務大臣 赤澤 亮正
○人事院総裁職務代行	内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上九月二十五日）	赤澤 亮正

○内閣総理大臣海外出張
内閣總理大臣石破茂はアメリカ合衆国へ出張の
ところ九月二十五日帰朝した。

人事異動

（高等陸佐）	従五位に叙する	伊藤 幹雄	奥村 韶夫	川井 売一	江戸川祥子
		酒井 浩一	堀岡 守	小林 和雄	
	若野 茂生	吉山 一宏 渡邊	根本 幸信	高橋 芳雄	佐々木年彦
			信夫 章	原田 順典	
正六位に叙する（各通）	従七位に叙する（以上八月二十一日）	（警視庁警部補）	石川 久保	川井 売一	
	（警視庁警部補）	竹本 裕	吉山 一宏 渡邊	小林 和雄	
正七位に叙する	従四位に叙する	（警教授）	吉山 一宏 渡邊	吉山 一宏 渡邊	
	従五位に叙する（各通）	鐘ヶ江管一	瀧 俊弘	吉山 一宏 渡邊	
	従六位に叙する（各通）	伊藤 春樹 後藤 正規	村上 幸隆	吉山 一宏 渡邊	
	従六位に叙する（各通）	新井 正明 浦 加納 新次	島村 宏	吉山 一宏 渡邊	
	従六位に叙する（各通）	荒 濱石 安喜 佐藤 重徳	山川 成田	吉山 一宏 渡邊	
	従七位に叙する（各通）	吉田 宏 依田 清登	山川 達也	吉山 一宏 渡邊	
正四位に叙する	正七位に叙する（各通）	大野 勤 鴨志田亀雄	村上 幸隆	吉山 一宏 渡邊	
従六位に叙する（各通）	従七位に叙する（各通）	（富山大学名譽教授）	島村 宏	吉山 一宏 渡邊	
従六位に叙する（各通）	従五位に叙する（各通）	阿部 琢也 稲田美津子	山川 成田	吉山 一宏 渡邊	
正七位に叙する（各通）	正六位に叙する（各通）	大竹 一生 友塚 信行	山川 達也	吉山 一宏 渡邊	
従六位に叙する（各通）	従六位に叙する（各通）	荒木 文朗 伊藤 大村 忠	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
従六位に叙する（各通）	従六位に叙する（各通）	金 田 一哉	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
正七位に叙する（各通）	正七位に叙する（各通）	木脇 鈴木 英二	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
従七位に叙する（各通）	従七位に叙する（各通）	山室 孝信	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
従七位に叙する（各通）	従七位に叙する（各通）	平野 鎮夫	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
従七位に叙する（各通）	従七位に叙する（各通）	高梨 幸輔	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
従七位に叙する（各通）	従七位に叙する（各通）	荒谷 英夫	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
従七位に叙する（各通）	従七位に叙する（各通）	川野 孝史	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	
従七位に叙する（各通）	従七位に叙する（各通）	高梨 幸輔	吉田 宏 依田 清登	吉山 一宏 渡邊	

(三)(一)	占路道	種類	四一般国道 四十二号
(四)	制限の対象とする占用物件	域	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五)	占用を制限する理由	備考	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するよりも、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	近畿地方整備局及び同局兵庫国造事務所	令和7年10月11日
労 動			
最低賃金の改正決定に関する公示			
長崎労働局最低賃金公示第1号			
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。			
令和7年9月30日			
長崎労働局長 倉永 圭介			
第4号中「1時間953円」を「1時間1,031円」に改める。			
附 則			
この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。			
法務省告示配第百九号			
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において外国弁護士に相当する資格を取得している者として外國法務弁護士となる資格を承認した。			
氏名 令和7年9月30日 法務大臣 鈴木 騰祐			
生年月日 千九百八十年五月七日			
公 告			
諸 事 項			
金融商品取引業者営業保証金取戻し公告			
金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。			
1. 供託者の商号 株式会社ディア・ライフ			
2. 住所 東京都千代田区九段北一丁目13番5号ヒューリック九段ビル2階			
3. 代表者の氏名 代表取締役 阿部 幸広			
4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円			
5. 上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3366号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年3月31日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第2課に提出されたい。			
6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。			
令和7年9月30日			
関東財務局長 後藤 健二			

割賦販売法に基づく同法第35条の3の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者から、法第35条の3の62において準用する法第26条第1項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の3の62において準用する法第26条第2項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年9月30日

経済産業大臣 武藤 容治

名 称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社日本文化センター友の会	東京都新宿区高田馬場1丁目4番15号	友第6023号	令和7年6月23日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の3の62において準用する法第27条第1項第4号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年9月30日

関東経済産業局長 佐々 達矢

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の3の62において準用する法第21条第1項の権利を有する者は、令和7年12月1日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第1号）第3条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和7年12月1日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名 称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社日本文化センター友の会	東京都新宿区高田馬場1丁目4番15号	令和7年6月23日

記

あて先 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048-600-0444
メールbzl-maebarai-kanto@meti.go.jp

様式

申 出 書

関東経済産業局長 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第1項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1. 債務者の名称及び住所

2. 債権額

3. 債権発生の原因たる事実

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 供託者の商号 バリューサーチ投資顧問株式会社

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 1 処分をした年月日 令和7年9月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 大畑建設株式会社 大畑 勉 島根県益田市大谷町36—3 国土交通大臣許可（特一）第2874号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年8月25日 付けて建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

公示送達

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和7年9月30日

国土交通大臣 中野 洋昌

送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 審査請求人

審査請求書記載の住所

東京都大田区田園調布本町30—6

氏名 行方 久司

(2) 審査請求人

審査請求書記載の住所

東京都東大和市南街1—8—8—303

氏名 懸樋 哲夫

(3) 審査請求人

審査請求書記載の住所

神奈川県川崎市麻生区東百合丘3丁目23番16

氏名 末田 一雄

審査請求人から平成31年1月10日付けて提出のあった、平成30年10月17日付け大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）

第16条の規定に基づく認可（国土交通省告示第1181号）に対する審査請求について、行政不服審査法第45条第1項の規定により、令和7年9月30日付けて裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本及び審理員意見書を送付できない。よって、当該裁決書の謄本及び審理員意見書は、当審査庁（国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当審査庁に連絡の上、受領されたい。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第7072号

山口県防府市多々良2丁目11番42号

申立人 村上 陽子 外2名

本籍山口県防府市国衙3丁目2156番地、最後の住所広島県福山市沖野上町1丁目6番18—101号 エナステージ、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和39年2月8日、職業無職

被相続人 亡 内山 光夫

山口県防府市寿町2—11 吉幸Ⅱビル3階

弁護士法人いたむら法律事務所

相続財産清算人 藤村 亮平

催告期間満了日 令和8年4月17日

山口家庭裁判所

令和7年（家）第5033号

香川県小豆郡土庄町上庄1352番地

申立人 小川 務

本籍兵庫県神戸市須磨区磯馴町5丁目8番地2、最後の住所山口県周南市松保町5番12号 レオパレス松保A—104号、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日令和3年11月18日、出生の場所山口県岩国市、出生年月日昭和44年5月3日、職業不詳

被相続人 亡 福田 泰宏

香川県小豆郡土庄町甲1315番地1

相続財産清算人 司法書士 西崎 肇志

催告期間満了日 令和8年4月15日

山口家庭裁判所周南支部

令和7年（家）第9063号

長崎市万才町6番11号 三井ビル4階

申立人 黒岩 英一

本籍長崎県長崎市江平3丁目27番地、最後の住所長崎市江平3丁目1番5号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和6年9月7日、出生の場所長崎県福江市、出生年月日昭和36年3月24日、職業無職

被相続人 亡 越山 昭人

長崎市江戸町1—16 1F 宮川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮川 浩介

催告期間満了日 令和8年4月15日

長崎家庭裁判所

令和7年（家）第7031号

埼玉県所沢市中新井3丁目12番15号

申立人 中野 克哉

本籍福島県二本松市小浜字藤町2番地、最後の住所福島県二本松市小浜字芳池171番地2、死亡の場所福島県二本松市、死亡年月日推定令和3年3月13日、出生の場所福島県安達郡岩代町、出生年月日昭和34年5月14日、職業自営業

被相続人 亡 中野 克弘

福島市北五老内町7番5号 イズム37ビル203弁護士法人リーガルプロフェッショナル事務所

相続財産清算人 弁護士 吉野 秀信

催告期間満了日 令和8年4月24日

福島家庭裁判所

令和7年（家）第7033号

福島県二本松市上川崎字京瀬2番地

申立人 田中 裕子

本籍福島県二本松市上川崎字北竹49番地、最後の住所福島県二本松市上川崎字坂ノ下311番地、死亡の場所福島県二本松市、死亡年月日令和7年2月1日頃から10日頃までの間、出生の場所福島県安達郡安達町、出生年月日昭和32年4月1日、職業不詳

被相続人 亡 田中 広見

福島県二本松市若宮2丁目162番地4 西側2階A 二本松法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 航

催告期間満了日 令和8年4月24日

福島家庭裁判所

令和7年（家）第7035号

福島市 笹谷字銀治古屋14—2

申立人 菅野 寿夫

本籍福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字京田34番地、最後の住所福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字京田34番地、死亡の場所福島県伊達郡川俣町、死亡年月日令和6年12月21日頃、出生の場所福島県伊達郡川俣町、出生年月日昭和25年6月9日、職業自営業

被相続人 亡 小泉 丈伸

福島市大町2番32号 並木通りコロールビル4階 弁護士法人ブレインハート法律事務所福島オフィス

相続財産清算人 弁護士 渡邊 大

催告期間満了日 令和8年4月24日

福島家庭裁判所

令和7年（家）第20044号

大分県別府市竹之内3組1 竹之内ビル101

申立人 千代 実彩

本籍栃木県栃木市大宮町2274番地3、最後の住所栃木県栃木市大宮町2274番地3、死亡の場所栃木市、死亡年月日令和4年6月20日頃、出生の場所栃木県栃木市、出生年月日昭和22年1月3日、職業不明

被相続人 亡 大澤 利男

栃木県栃木市昭和町6番19号さくらメゾン1階 栃木フォレスト法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古山 弘子

催告期間満了日 令和8年4月4日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年（家）第7012号

千葉県八街市泉台1丁目17番地9

申立人 加藤富喜惠

本籍千葉県山武市矢部385番地1、最後の住所千葉県山武市矢部385番地1、死亡の場所千葉県印旛郡酒々井町、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所千葉県山武郡松尾町、出生年月日昭和11年6月23日、職業不詳

被相続人 亡 醍醐 富枝

事務所千葉市中央区春日2丁目18番10号春日B1D5階 秋山慎太郎総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 秋山慎太郎

催告期間満了日 令和8年5月8日

千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家) 第7074号
東京都三鷹市新川4丁目14番16号 武半方
申立人 笹川 哲
本籍福島県喜多方市高郷町上郷字馬場頭戊153番地、最後の住所千葉県山武市木原239番地14、死亡の場所千葉県山武市、死亡年月日令和7年1月14日頃、出生の場所東京府東京市本郷区、出生年月日昭和15年6月9日、職業無職
被相続人 亡 田代香世子
事務所千葉市中央区中央3丁目9番9号 エレル千葉中央ビル5階 プライム法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金城未来彦
催告期間満了日 令和8年5月8日
千葉家庭裁判所八日市場支部
令和7年(家) 第70268号
静岡県熱海市春日町16-45熱海プラザ309
申立人 根津 保江
本籍東京都千代田区神田須田町1丁目2番地1、最後の住所東京都練馬区富士見台2丁目14番28-102号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日推定令和5年11月24日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和23年3月19日、職業無職
被相続人 亡 稲吉 廣一
事務所東京都千代田区永田町2丁目10番1号 永田町山王森ビル2階 米津・逢坂法律事務所
相続財産清算人 弁護士 逢坂 哲也
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所
令和7年(家) 第71183号
東京都足立区中川1-2-1
申立人 米本 正美
本籍東京都足立区東綾瀬1丁目25番、最後の住所東京都足立区東綾瀬1丁目25番7号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年10月22日、出生の場所東京市荒川区、出生年月日昭和10年1月28日、職業無職
被相続人 亡 佐々木一男
事務所東京都文京区関口1-44-5杉山ビル202号室 奥田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 奥田 大介
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家) 第71457号
東京都葛飾区四つ木1丁目25番8号
申立人 西光寺
本籍東京都葛飾区四つ木1丁目876番地、最後の住所東京都葛飾区四つ木1丁目23番21号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和6年8月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和38年9月26日、職業無職
被相続人 亡 佐久間成昭
事務所東京都中野区本町2丁目46番4号中野坂上サンライトアネックス404 アクシアル法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中田 圭一
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所
令和7年(家) 第71555号
東京都北区田端新町3丁目25番2号
申立人 瀧野川信用金庫
本籍東京都足立区南花畠4丁目3536番地、最後の住所東京都足立区南花畠4丁目19番16号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年6月17日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和18年7月23日、職業会社経営者
被相続人 亡 金子 昇
事務所東京都江東区東陽2丁目4番29号マルシンビル705号 東葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉野 智
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所
令和7年(家) 第40717号
神奈川県横須賀市小矢部2丁目27番9号棗グリーンハイツ204
申立人 安江 一
本籍熊本県熊本市中央区本山町341番地、最後の住所神奈川県藤沢市遠藤2010番地の18福寿ふじさわ遠藤、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和6年8月14日、出生の場所宮崎県日南市、出生年月日昭和36年2月5日、職業無職
被相続人 亡 東條 裕一
事務所横浜市中区常盤町1丁目1番地 宮下ビル5階
相続財産清算人 弁護士 杉村 文規
催告期間満了日 令和8年5月13日
横浜家庭裁判所

令和7年(家) 第7186号
兵庫県南あわじ市賀集野田5番地
申立人 賀集 純子
本籍島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の216番地、最後の住所川崎市多摩区菅2丁目10番8号コーポラスミネ203、死亡の場所神奈川県川崎市多摩区、死亡年月日推定令和7年6月5日から10日までの間、出生の場所島根県周吉郡西郷町、出生年月日昭和28年6月27日、職業無職
被相続人 亡 渡邊 國人
川崎市川崎区駅前本町11番地1パシフィックマーカス川崎ビル8階 川崎パシフィック法律事務所
相続財産清算人 弁護士 稲葉進太郎
催告期間満了日 令和8年4月15日
横浜家庭裁判所川崎支部
令和7年(家) 第5126号
神奈川県横須賀市小川町13番地20横須賀中央ビル5階B法律事務所レガート
申立人 望月由佳子
本籍静岡県下田市柿崎11番地1、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内1390番地の10葉山ニューライフ301号、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和7年3月12日、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和5年12月14日、職業無職
被相続人 亡 鈴木美恵子
事務所神奈川県横須賀市小川町13番地20横須賀中央ビル5階B室
相続財産清算人 弁護士 望月由佳子
催告期間満了日 令和8年4月16日
横浜家庭裁判所横須賀支部
令和7年(家) 第15153号
新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル2階 しなのがわ総合法律事務所
申立人 高橋 直己
本籍新潟県新潟市西蒲区橋本1072番地、最後の住所新潟市西蒲区橋本1072番地、死亡の場所新潟市西区、死亡年月日令和5年6月28日、出生の場所新潟県西蒲原郡和納村、出生年月日昭和19年3月13日、職業無職
被相続人 亡 石山 研祐
事務所新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル2階 しなのがわ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 直己
催告期間満了日 令和8年4月10日
新潟家庭裁判所

令和7年(家) 第2089号
新潟県燕市灰方805-5 ビレッジハウス燕1-106
申立人 本多 勉
本籍新潟県燕市中央通1丁目3062番地、最後の住所新潟県三条市西大崎1丁目5番20-2号、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和5年12月1日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和35年1月27日、職業アルバイト
被相続人 亡 本多由美子
事務所新潟県新潟市中央区新光町10番地2
相続財産清算人 弁護士法人一新総合法律事務所
所
催告期間満了日 令和8年5月8日
新潟家庭裁判所三条支部
令和7年(家) 第6037号
静岡県熱海市桜木町10番19号
申立人 热海パークマンション管理組合法人
本籍静岡県热海市昭和町1300番地5、最後の住所静岡県热海市桜木町10番19号热海パークマンション708、死亡の場所静岡県热海市、死亡年月日令和6年6月15日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和27年5月21日、職業不明
被相続人 亡 細田 保弘
静岡県三島市大宮町3丁目20番23号 弁護士法人こだま法律事務所
相続財産清算人 土屋賢太郎
催告期間満了日 令和8年5月7日
静岡家庭裁判所热海出張所
令和7年(家) 第343号
山梨県山梨市牧丘町牧平1679番地
申立人 竹川 一徳
本籍山梨県都留市四日市場291番地3、最後の住所山梨県都留市下谷4丁目5番5号、死亡の場所山梨県笛吹市、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所山梨県都留市、出生年月日昭和27年5月16日、職業不詳
被相続人 亡 渡邊 真
山梨県甲府市中央4-3-3 甲府中央ビル2階 關野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 關野 文士
催告期間満了日 令和8年4月19日
甲府家庭裁判所都留支部

令和7年(家)第1068号
愛知県春日井市坂下町3丁目472番地
申立人 鈴木 健一

本籍愛知県春日井市坂下町3丁目472番地1、最後の住所愛知県知多郡東浦町大字森岡字中町15番地の18 レオパレスシャロームⅠ104号、死亡の場所愛知県知多郡東浦町、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所愛知県東春日井郡坂下町、出生年月日昭和29年8月15日、職業自営業

被相続人 亡 鈴木 和夫
名古屋市東区筒井3丁目26番10号 リム・ファーストビル6階C号室 さわらび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 遠山 江美
催告期間満了日 令和8年4月13日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第30012号
福岡市中央区春吉3丁目15番27号
申立人 ダイナコートエスタディオ サラ管理組合

本籍広島県安芸高田市向原町有留1308番地、最後の住所広島県安芸高田市向原町有留1230番地、死亡の場所広島県安芸高田市、死亡年月日令和4年10月10日、出生の場所広島県高田郡向原町、出生年月日昭和28年2月21日、職業無職
被相続人 亡 信藤 好夫
広島県三次市十日市中2-7-27 三次板根ビル1階
相続財産清算人 弁護士 今岡慶太郎
催告期間満了日 令和8年5月15日
広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第7021号
福岡県飯塚市棕本537番地
申立人 林田 俊一
本籍福岡県嘉穂郡穂波町大字楽市302番地の4、最後の住所不明、死亡の場所福岡県嘉穂郡、死亡年月日昭和49年5月18日、出生の場所不明、出生年月日明治22年2月15日、職業不明
被相続人 亡 内野サカエ
福岡県飯塚市新立岩4-4クレイン3ビル402
相続財産清算人 矢野真依子
催告期間満了日 令和8年4月30日
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年(家)第5021号
熊本県玉名市中1811番地
申立人 司法書士松永朋こと 植村 朋子
本籍熊本県玉名市岱明町浜田29番地、最後の住所熊本県玉名市岱明町野口2639番地、死亡の場所熊本県玉名市、死亡年月日令和2年10月21日、出生の場所熊本県玉名郡大野村、出生年月日昭和11年8月19日、職業無職
被相続人 亡 濱治 秀成
事務所熊本県玉名郡南関町大字関町1472番地1
相続財産清算人 司法書士 松永 朋子
催告期間満了日 令和8年4月9日
熊本家庭裁判所玉名支部

令和7年(家)第5024号
熊本市北区硯川町756番地19
申立人 司法書士 新川 芳宏
本籍熊本県宇城市不知火町亀松357番地、最後の住所熊本県荒尾市水野1556番地、死亡の場所熊本県荒尾市、死亡年月日令和7年5月18日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和17年3月20日、職業無職
被相続人 亡 金枝 次雄
事務所熊本県荒尾市本井手1561番地1 しんかわ法務事務所
相続財産清算人 司法書士 新川 芳宏
催告期間満了日 令和8年4月9日
熊本家庭裁判所玉名支部

令和7年(家)第67号
熊本県八代市西片町2224番地1(5)イズミ貸家
申立人 中野 明美
本籍熊本県八代市島田町961番地2、最後の住所熊本県八代市西片町2224番地1(5)イズミ貸家、死亡の場所熊本県八代市、死亡年月日令和6年5月10日、出生の場所熊本県八代市、出生年月日昭和57年12月9日、職業会社役員
被相続人 亡 中野 成紀
事務所熊本市中央区花畑町1番1号7階 アステル法律事務所
相続財産清算人 弁護士 下山 和也
催告期間満了日 令和8年4月8日
熊本家庭裁判所八代支部

令和7年(家)第939号
函館市大森町31番3-503号
申立人 柴田 賢治
本籍北海道函館市大森町35番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和7年7月8日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和25年1月27日、職業無職
被相続人 亡 木下 恵子
函館市中道2丁目24番15号 K1ビル2階
相続財産清算人 弁護士 山内 良輔
催告期間満了日 令和8年4月9日
函館家庭裁判所

令和7年(家)第211号
青森県八戸市大字八日町18番地
申立人 青い森信用金庫
本籍青森県三戸郡五戸町字博労町27番地、最後の住所青森県三戸郡五戸町字博労町27番地、死亡の場所青森県三戸郡五戸町、死亡年月日推定令和6年5月29日、出生の場所青森県三沢市、出生年月日昭和34年7月6日、職業食料品製造販売
被相続人 亡 菊池 秀造
青森県三沢市桜町1丁目2番1号松村法律事務所
相続財産清算人 松村 好典
催告期間満了日 令和8年4月9日
青森家庭裁判所十和田支部

令和7年(家)第5091号
岡山県倉敷市西中新田640番地
申立人 倉敷市
本籍岡山県倉敷市徳芳740番地、最後の住所岡山県倉敷市徳芳205番地3、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和5年4月3日、出生の場所岡山県都窪郡中庄村、出生年月日昭和10年11月13日、職業不詳
被相続人 亡 大森 昭子
岡山県倉敷市西阿知町西原808番地2
相続財産清算人 司法書士 中桐 達雄
催告期間満了日 令和8年4月10日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第2073号
山形市松波2丁目8番1号
申立人 山形県
本籍山形県西村山郡大江町大字左沢725番地1、最後の住所山形県西村山郡大江町大字左沢1688番地、死亡の場所山形県西村山郡大江町、死亡年月日令和元年6月27日、出生の場所山形県西村山郡大江町、出生年月日昭和43年1月8日、職業無職
被相続人 亡 菊地 洋一
山形県西村山郡河北町谷地甲170番地の5
相続財産清算人 宮地 真司
催告期間満了日 令和8年4月17日
山形家庭裁判所

令和7年(家)第20045号
栃木県宇都宮市江野町1番地12号
申立人 株式会社とちぎんカード・サービス
本籍栃木県足利市朝倉町3丁目6番地4、最後の住所栃木県足利市上渡垂町1177番地1グリーンコーポ301、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日令和6年10月21日頃から31日頃までの間、出生の場所栃木県足利市、出生年月日昭和49年4月17日、職業会社員
被相続人 亡 阿部 英男
事務所栃木県足利市丸山町614-1 清和ビル101・102号 富岡法律事務所
相続財産清算人 弁護士 富岡 規雄
催告期間満了日 令和8年4月10日
宇都宮家庭裁判所足利支部

令和7年(家)第10203号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍埼玉県所沢市大字山口2503番地15、最後の住所埼玉県所沢市大字山口2503番地の15、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和5年4月3日、出生の場所鹿児島県熊毛郡西之表町、出生年月日昭和30年3月27日、職業不明
被相続人 亡 竹之内英光
事務所埼玉県所沢市東町12-10 ブランズタワー所沢3階 武藏野合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤 剛毅
催告期間満了日 令和8年4月15日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第71381号
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
申立人 株式会社三菱UFJ銀行
本籍東京都中野区中野3丁目20番、最後の住所東京都練馬区北町1丁目37番3—513号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年7月14日、出生の場所東京都立川市、出生年月日平成2年8月13日、職業不明
被相続人 亡 初鹿 竜也
事務所東京都千代田区四番町6番11号エルフェ四番町301区 新都総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 圓香
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第71395号
東京都千代田区平河町1丁目7番20号C.O.I 平河町ビル6階 ヴェリタス法律事務所
申立人 廣川 英史
本籍東京都板橋区徳丸1丁目194番地、最後の住所東京都板橋区徳丸1丁目36番8号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所山口県小野田市、出生年月日昭和27年5月9日、職業無職
被相続人 亡 和田 隆
事務所東京都千代田区平河町1丁目7番20号 C.O.I 平河町ビル6階 ヴェリタス法律事務所
相続財産清算人 弁護士 廣川 英史
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3223号
神奈川県中郡大磯町大磯1133番地の1
申立人 中南信用金庫
本籍神奈川県平塚市花水台5番、最後の住所神奈川県平塚市徳延541番地の14、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和6年8月8日、出生の場所神奈川県平塚市、出生年月日昭和43年2月8日、職業飲食業
被相続人 亡 梶山 卓男
事務所神奈川県平塚市八重咲町18番25号寺本ビル3階 弁護士法人プロフェッショナル平塚八重咲町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 根本 淳己
催告期間満了日 令和8年4月27日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第2038号
富山市石倉町1番21—102号 コーポ石倉
申立人 蟹谷 誠
本籍富山市東田地方町1丁目4番、最後の住所富山市東田地方町1丁目4番13号、死亡の場所富山市富山市、死亡年月日令和6年3月7日、出生の場所富山市富山市、出生年月日昭和29年10月14日、職業無職
被相続人 亡 蟹谷 保
富山市西大泉17番20号 浜忠第二ビル3B
池田裕彦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 池田 裕彦
催告期間満了日 令和8年4月16日
富山家庭裁判所

令和7年(家)第5019号
福井県三方郡美浜町河原市第51号5番地の32
申立人 丸木乃ノ歌
本籍福井県小浜市小屋第46号3番地、最後の住所福井県小浜市小屋第46号3番地、死亡の場所福井県小浜市、死亡年月日令和7年2月23日、出生の場所福井県遠敷郡中名田村、出生年月日昭和8年3月1日、職業無職
被相続人 亡 仲野 芳子
事務所福井県敦賀市新松島町1—26 ヴァンヴェール2階 堀法律事務所
相続財産清算人 弁護士 堀 啓輔
催告期間満了日 令和8年4月17日
福井家庭裁判所敦賀支部

令和7年(家)第502号
名古屋市中区丸の内3丁目5番10号名古屋丸の内ビル
申立人 弁護士法人名城法律事務所
本籍岐阜県大垣市東町2丁目150番地2、最後の住所岐阜県大垣市東町2丁目150番地2、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和6年8月9日、出生の場所岐阜県本巣郡牛牧村、出生年月日昭和11年7月24日、職業不明
被相続人 亡 高木まさを
事務所岐阜県大垣市室町2丁目25番地弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
相続財産清算人 弁護士 綾喜 秀光
催告期間満了日 令和8年4月17日
岐阜家庭裁判所大垣支部

令和7年(家)第70118号
大阪市城東区関目6丁目4番11号 晩成ハイツ関目
申立人 有限会社晩成
本籍兵庫県尼崎市元浜町5丁目16番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町1丁目1番1—910号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和2年5月23日、出生の場所三重県度会郡御薗村、出生年月日昭和21年7月25日、職業無職
被相続人 亡 山口 書見
事務所兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS 5階 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
相続財産清算人 弁護士 津久井 進
催告期間満了日 令和8年4月13日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第70130号
兵庫県尼崎市開明町3丁目30番地
申立人 尼崎信用金庫
本籍兵庫県尼崎市東園田町1丁目174番地2、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町5丁目111番地の6、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和6年12月3日頃、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和46年9月8日、職業無職
被相続人 亡 寺田 雄二
事務所兵庫県西宮市羽衣町10番22号 S-F LAT 2階 安藤・梅田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 秀昌
催告期間満了日 令和8年4月15日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第70102号
兵庫県姫路市安田4丁目1番地
申立人 姫路市代表者市長 清元 秀泰
本籍兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1157番地2、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1152番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和4年12月11日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和27年10月20日、職業不明
被相続人 亡 池子 修司
事務所兵庫県姫路市岡町40番地澤田・中上・森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 太田 悠子
催告期間満了日 令和8年4月22日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70138号
兵庫県明石市大久保町西島525番地 グリーンハイツ橋A101号
申立人 赤石 香織
本籍兵庫県姫路市神屋町2丁目41番地、最後の住所兵庫県姫路市上大野1丁目1番16—103号 オーキッドコート、死亡の場所兵庫県神戸市中央区、死亡年月日令和6年10月7日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和59年4月10日、職業交通誘導員
被相続人 亡 佐々木 慶
事務所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町133番地 中野二郎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中野 二郎
催告期間満了日 令和8年4月20日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第5022号
山口県光市中央6丁目1番1号
申立人 光市長 吉岡 統
本籍山口県光市大字岩田998番地4、最後の住所山口県光市大字岩田998番地4、死亡の場所山口県光市、死亡年月日令和4年10月11日頃から20日頃までの間、出生の場所山口県熊毛郡大和村、出生年月日昭和24年10月13日、職業無職
被相続人 亡 中岡 柳一
山口県周南市毛利町2丁目11番地2
相続財産清算人 弁護士 前田 浩志
催告期間満了日 令和8年4月16日
山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第95・112号
東京都新宿区西新宿6丁目11番3号
申立人 大和リビング株式会社
愛媛県松山市南堀端町1番地
申立人 株式会社伊予銀行
本籍愛媛県新居浜市沢津町3丁目638番地、最後の住所愛媛県新居浜市沢津町3丁目5番31号、死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日令和7年1月26日、出生の場所愛媛県新居浜市、出生年月日昭和34年5月22日、職業無職
被相続人 亡 塩見 操
愛媛県西条市丹原町寺尾甲209番地2
相続財産清算人 司法書士 白坂 匡弘
催告期間満了日 令和8年4月24日
松山家庭裁判所西条支部

令和7年(家)第325号

宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地1

申立人 宮崎県農業協同組合

本籍宮崎県日向市東郷町山陰丁95番地、最後の住所宮崎県日向市東郷町山陰丁127番地1、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所宮崎県東臼杵郡東郷村、出生年月日昭和8年11月3日、職業不明

被相続人 亡 清水ミツエ

事務所宮崎県日向市大字富高35番地1

相続財産清算人 司法書士 小田 英紀

催告期間満了日 令和8年4月20日

宮崎家庭裁判所日向出張所

令和7年(家)第390号

宮崎県日向市本町10番5号

申立人 日向市長 西村 賢

本籍宮崎県日向市不動寺6番地、最後の住所宮崎県日向市不動寺6番地、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日推定令和6年3月2日、出生の場所宮崎県児湯郡美々津町、出生年月日昭和19年2月11日、職業不明

被相続人 亡 川上 和雄

事務所宮崎県日向市大字財光寺3247番地

相続財産清算人 司法書士 山之内善徳

催告期間満了日 令和8年4月20日

宮崎家庭裁判所日向出張所

令和7年(家)第406号

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野228番地口
申立人 尾前 照男

本籍宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野210番地、最後の住所宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良54番地337特別養護老人ホーム平寿園、死亡の場所宮崎県東臼杵郡椎葉村、死亡年月日令和7年7月6日、出生の場所宮崎県東臼杵郡椎葉村、出生年月日昭和24年12月27日、職業無職

被相続人 亡 尾前 義秋

事務所宮崎県延岡市野地町6丁目5415番地野地ビッグサイトE号

相続財産清算人 司法書士 引田 敏彦

催告期間満了日 令和8年4月20日

宮崎家庭裁判所日向出張所

令和7年(家)第30216号

千葉県野田市中根218-3

申立人 飯沼理一郎

本籍千葉県野田市中根218番地50、最後の住所千葉県野田市中根218番地の50、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日令和6年7月31日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和37年9月4日、職業無職

被相続人 亡 富山 哲也

事務所千葉県松戸市松戸1176-4 ディー・オーディー松戸駅前ビル4階 松戸総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 勝之

催告期間満了日 令和8年5月10日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第999号

北海道釧路路釧路町豊美1丁目6番地14

申立人 川村 真一

本籍北海道釧路路釧路町若葉5丁目25番地、最後の住所北海道釧路路釧路町若葉5丁目25番地、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和5年8月7日、出生の場所北海道空知郡南富良野村、出生年月日昭和25年10月5日、職業不明

被相続人 亡 川村 利秋

釧路市幸町6丁目1番地2 AKビル 弁護士法人荒井・久保田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 久保田庸央

催告期間満了日 令和8年4月17日

釧路家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第1号

青森県八戸市北インター工業団地3丁目2番80号

申立人 株式会社ほくとう

代表者代表取締役 川村有紀江

権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月26日

令和7年9月9日 十和田簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B B 01530

金額 900,000円

支払期日 令和7年9月20日

支払地 青森県十和田市

支払場所 株式会社青森みちのく銀行十和田中央支店

振出日 令和7年7月25日

振出地 青森県十和田市

振出人 株式会社福萬組 代表取締役社長 井上 醍

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第417号

宮城県仙台市太白区茂ヶ崎3丁目8番11号

申立人 丹野 恵里

本籍宮城県仙台市太白区茂ヶ崎3丁目8番、最後の住所宮城県仙台市太白区茂ヶ崎3丁目8番11号

不在者 丹野 幸晴

昭和37年3月3日生

届出期間満了日 令和8年1月30日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第85号

長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1502番地

申立人 大石キクヨ

本籍長崎県西彼杵郡時津町元村郷24番地、最後の住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1502番地、住民票上の最後の住所茨城県土浦市荒川沖東2丁目13番18-207号ロイヤルマンション荒川沖

不在者 大石 幸男

昭和34年6月19日生

届出期間満了日 令和8年1月23日

水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第899号

京都府京都市伏見区向島津田町152-13

申立人 小林 豊和

本籍京都府京都市伏見区向島津田町152番地13、最後の住所京都府京都市伏見区向島津田町152番地の13

不在者 小林 弘二

昭和18年3月7日生

届出期間満了日 令和8年1月20日

京都家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ヘ)第1号

福岡県宗像市陵巖寺4丁目1番1-604号

申立人 神 鈴人

権利の届出の終期 令和7年8月22日

令和7年8月27日 宗像簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 宗像市東郷五丁目

地番 920番

地目 宅地

地積 181.99平方メートル

(2)登記年月日番号 福岡法務局福間出張所昭和3年10月26日受付第3538号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和3年10月26日設定

目的 建物所有

範囲 土地の東南部2畝17歩

存続期間 昭和3年10月26日より向20年

地代 1年玄米2斗8升

支払期 毎年12月25日

地上権者 宗像市東郷920番地2
花田 ヤス

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第58号

山口市朝田79番地

債務者 合同会社唯美会

代表者代表社員 宮崎 謙二

1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中光 弘治

4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後3時15分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第428号 東京都新宿区荒木町6番地1第2ミヤコビル 1階、再生手続開始時の住所新潟市中央区長 潟3丁目6番14号1ガーデンシティ長潟204 号 債務者 株式会社古林 代表者代表取締役 春川 千晴 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 崇 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1 時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。	新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第121号 山口県下関市宮田町1丁目15番6号 債務者 株式会社松村山陽堂 代表者代表取締役 松村 武弘 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今村 渚 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10 時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。	山口地方裁判所下関支部破産係 令和7年(フ)第192号 沖縄県うるま市与那城西原542番1 債務者 彩橋フーズ株式会社 代表者代表取締役 根保 操 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮國 英達 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前11 時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。	那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和7年(フ)第3959号 大阪府門真市速見町13-15増田パレス502号 室 債務者 株式会社ケマドーラ 代表者代表取締役 西村 博志 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木和弘 大阪地方裁判所第6民事部 破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	愛媛県今治市中日吉町1丁目3番62号 債務者 真鍋 志郎 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後4時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八島 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年11月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前11 時 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで	盛岡地方裁判所一関支部 令和7年(フ)第43号 愛媛県今治市中日吉町1丁目3番62号 債務者 真鍋 志郎 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後4時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八島 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年11月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前11 時 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで	千葉市中央区南町3丁目18番17号 水野ハイ ム204号 債務者 志田 誠 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田佐知子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10 時20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1407号 千葉市若葉区大宮台2丁目24番6号 債務者 藤田 猛 1 決定年月日時 令和7年9月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永田 豊 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前10 時20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第112号 青森県弘前市大字高杉字神原264番地12 小 島京子方 債務者 小島 良雄 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 實穂 好弘 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10 時 6 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで

令和7年(フ)第1394号 千葉県船橋市馬込町934番地10 債務者 須加 由紀 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梨本 勝 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第1339号 千葉県船橋市丸山5-36-6-301号 債務者 星野 啓美 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越川新太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後2時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1467号 千葉県市原市ちはら台南6丁目17番地7 債務者 楠 英之 1 決定年月日時 令和7年9月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年10月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中間 陽子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第1411号 千葉市花見川区検見川町2丁目569番地1 Lapis 検見川103号 債務者 高橋 宏希 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤なつき 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中井 淳一 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第43号 千葉県袖ヶ浦市蔵波1613番地6、住民票上の住所千葉県木更津市万石276番地1 債務者 北 広大 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳 4 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島崎 嘉成 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第1266号 千葉県船橋市前原東2丁目18番19号 シティクレスト津田沼305号 債務者 米田 真吾 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古家弘樹郎 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 崇伸 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 長野地方裁判所諫訪支部
令和7年(フ)第75号 千葉県富津市富津2409番地22 富津荘209号 債務者 稚田 隆司 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸島 一浩	4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1385号 千葉市緑区おゆみ野5丁目10番地1 エミーハイツⅢ 202号 債務者 津村 美咲 1 決定年月日時 令和7年9月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永治 衣理	4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第72号

兵庫県加東市社73番地 セレナ栄202号、従前の住所兵庫県丹波市山南町野坂46番地11
債務者 服部理恵子

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上垣 孝俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日前10時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第65号

新潟県燕市分水大武3丁目2番15号
債務者 白倉 哲雄

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平山 勝也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第114号

鳥取県鳥取市国府町奥谷2丁目203番地3
ア・ラ・モードB103号

債務者 門脇 宏和

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅井 浩二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日前1時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第78号

北九州市門司区矢筈町2番20号 レオパレス
I R I E 202、前住所山口県美祢市美東町真名466番地1

債務者 宮崎 謙二

- 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中光 弘治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日前1時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第122号

山口県下関市細江町3丁目3番13-203号

アドバンス21ペイスクエア、タイムズモア

債務者 松村 武弘

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今村 渚
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日前1時5分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第124号

鳥取県鳥取市立川町5丁目54番地61 谷口卓延方、旧住所鳥取県鳥取市今町1丁目133番地

債務者 山田 清

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口麻有子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日前1時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 鳥取地方裁判所民事部

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和7年11月4日前1時 烏取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第56号

福岡県直方市大字下境2134番地

債務者 木村 竜一

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小坂 墨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第75号

山口市黄金町4番8-1402号

債務者 野村知佐恵

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 隆弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日前4時45分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 福岡地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第268号

千葉県成田市新田261番地50 (サンシャイン
ハイツ203)

債務者 三枝 雅美

- 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曾我 一義
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日前1時 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1426号

千葉市中央区寒川町1丁目177番地1 プレ
シャス101号

債務者 伊藤 駿

- 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 博基
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1488号

千葉市稻毛区小仲台8丁目16番23-203号
債務者 野口 優作

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐賀 純人
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第368号

宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1391番地1 コ
ンフォートⅡ202号

債務者 今村 友治

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 孝浩
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第118号

宮崎県延岡市北川町長井6872番地1
債務者 山口 直美

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柏田 笙磨
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第895号

大阪市浪速区元町1丁目2-5 エスリード
難波駅前 1205、住民票上の住所奈良県大和
郡山市小泉町1039番地1
債務者 おたからやキララ九条商店街ことブ
ランディング九条店こと丹羽 雅春

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 妹尾由紀子
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第331号

函館市富岡町2丁目9番15号 青木アパート
201号室

債務者 佐々木優羽

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第336号

北海道亀田郡七飯町大川5丁目33番20号
債務者 川原加奈子(旧姓松本)

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第14号

北海道爾志郡乙部町字鳥山84番地
債務者 高橋 満雄

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
函館地方裁判所江差支部

令和7年(フ)第182号

山形市西田4丁目5番35号
債務者 公平 美穂

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第81号

山形県東置賜郡川西町大字西大塚1784番地
4、前住所山形県長井市緑町1番2号 グリーンコーポ安城3-C号
債務者 佐藤 芳子

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第36号

岩手県宮古市藤の川7番6号
債務者 衣屋 豪

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第1835号

名古屋市緑区平手北1丁目1106番地 パーク
サイド篠山103号
債務者 乾 宜一

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1968号

名古屋市中村区並木2丁目7番地 スワンハ
イツ並木207号
債務者 澤口 義弘

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1985号

名古屋市南区元塩町4丁目1番地 元塩荘6
棟603号
債務者 松永 博

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1991号

愛知県小牧市外堀2丁目201番地 サーブラ
スⅡエイト外堀A棟201号
債務者 安部 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2003号

愛知県日進市岩崎台3丁目1103番地 エス
テートピア岩崎台201
債務者 清水 愛美

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2046号

愛知県知多市大興寺字原兵46番地の1 サン
モール・ハイツ202
債務者 若原ゆうき

- 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1443号

埼玉県川口市原町12番24-504号 ルイシャ
トレ川口
債務者 浦田 千輝

- 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1473号

さいたま市岩槻区大字小溝26番地21
債務者 山田菜疏美

- 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第632号

埼玉県狭山市大字青柳786番地の4
債務者 伊藤 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第633号

静岡県浜松市中央区北寺島町483番地の6
レオパレスコモード209号室
債務者 渡邊 昭紀

- 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第641号

埼玉県川越市霞ヶ関北6丁目2番地10
債務者 泉 徹

- 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第668号 埼玉県ふじみ野市松山1丁目2番地9 シャンエルンテⅡ 102 債務者 小栗 太地 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第1455号 埼玉県川口市南鳩ヶ谷7丁目13番9号 三建マンション201号 債務者 ラザ ナディム 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1536号 さいたま市岩槻区大字釣上1451番地1 森田ハイツ201 債務者 片山 左京 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第80号 北海道北見市北一条東3丁目4番地 レジデンシヒロ101号 債務者 今野由香里 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第1461号 埼玉県蓮田市西新宿3丁目59番地1 債務者 内山銀姫こと 崔 銀姫 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1461号 埼玉県蓮田市西新宿3丁目59番地1 債務者 内山銀姫こと 崔 銀姫 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1566号 埼玉県戸田市川岸3丁目5番15—305号、旧住所埼玉県戸田市美女木北2丁目4番地の19レオパレスピーチハイツ204号室 債務者 田中みのり 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1214号 埼玉県川口市並木1丁目2番21—702号 セピアコート並木 債務者 西本奈央美 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1485号 埼玉県川口市芝中田1丁目20番16—302号 B' 2nd階 債務者 北島 詩織 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1485号 埼玉県川口市芝中田1丁目20番16—302号 B' 2nd階 債務者 北島 詩織 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1529号 さいたま市見沼区東大宮1丁目12番地22 第10大宮ハイツ401 債務者 下妻ゆきえ 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1453号 埼玉県北本市本宿7丁目121番地 パシフィック本宿5—102 債務者 安立 義幸 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1501号 埼玉県蓮田市大字黒浜4967番地2 債務者 竹内 義和 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1501号 埼玉県蓮田市大字黒浜4967番地2 債務者 竹内 義和 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1529号 さいたま市見沼区東大宮1丁目12番地22 第10大宮ハイツ401 債務者 下妻ゆきえ 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1453号 埼玉県北本市本宿7丁目121番地 パシフィック本宿5—102 債務者 安立 義幸 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1504号 埼玉県桶川市上日出谷南1丁目80番地の8 債務者 小野寺潤也 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第619号 埼玉県草加市八幡町532番地1 メゾン・ド・パール303号、旧住所埼玉県草加市八幡町742番地5 睦和荘201号 債務者 坂本真生夢 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第63号
埼玉県三郷市彦成3丁目7番4-405号
債務者 守屋 節子

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第616号
埼玉県川越市菅原町2番地4 (大森ハイム301号室)
債務者 郡司 百年

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
 さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第703号
埼玉県富士見市鶴馬2-15-13 イーストゼファー204、住民票上の住所埼玉県富士見市渡戸3丁目4番25号 水神苑3
債務者 林 輝之士

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
 さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第269号
埼玉県熊谷市円光2丁目2番12-202号 大塚ハイツB
債務者 高橋 純子

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
 さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第279号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居614番地1
債務者 山田 雅斗

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第288号
埼玉県深谷市上柴町西7丁目1番地8 内谷
ハイツB-102号
債務者 関口 和幸

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第289号
埼玉県羽生市西4丁目2番地1、旧住所神奈
川県横浜市西区境之谷82番地1 アーバンヒ
ルズ西横浜101号
債務者 平野 隼斗

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第299号
埼玉県比企郡小川町大字角山432番地4 中
耕地団地308号、旧住所埼玉県比企郡小川町
大字青山1007番地8
債務者 田中 敏明

1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第488号
相模原市中央区田名5436番地1 パームツ
リー101
債務者 稲毛こず恵(旧姓安保)
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第74号
長崎県諫早市多良見町シーサイド3番地88
債務者 中村 優
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　長崎地方裁判所大村支部破産係
令和7年(フ)第81号
長崎県大村市竹松本町942番地8 高瀬ハイツ101号
債務者 深堀 儀則
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　長崎地方裁判所大村支部破産係
令和7年(フ)第84号
長崎県諫早市八天町19番5号 グリーンハイツA棟101号、前住所長崎県諫早市多良見町化屋1685番地2
債務者 荒木 和久
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
　　長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第3990号
大阪府門真市大橋町5番28-101号
債務者 針田美津妃(旧姓湯浅・堀)
1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後1時30分
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第19号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2473番地6
債務者 豊永 葵
1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
5 免責審尋期日 令和7年11月14日午前11時
　　熊本地方裁判所人吉支部
令和7年(フ)第6405号
東京都大田区東雪谷5丁目2-6-102
債務者 大貫 和美(旧姓馬場)
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで
5 免責審尋期日 令和7年11月18日午後2時
　　東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6408号
東京都世田谷区尾山台2丁目24-12-102
債務者 椿 大輝
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで
5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6430号 東京都世田谷区野毛1丁目2-15-103 債務者 佐藤 玄太	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6433号 東京都杉並区西荻北4丁目17-7-J 債務者 橋内 忍	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 傾也
令和7年(フ)第6435号 東京都小金井市梶野町4丁目10-23 小金井莊 債務者 福満 正樹	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾也
令和7年(フ)第6436号 東京都板橋区小豆沢3丁目3-4-108 債務者 里 寛行	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 傾也
令和7年(フ)第6470号 東京都板橋区成増3丁目50-4-102 債務者 岩崎 真吾	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 傾也
令和7年(フ)第6474号 東京都葛飾区南水元2丁目3-13-102 債務者 渡邊 褒也	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾也	
令和7年(フ)第6475号 東京都台東区千束4-42-8 TEOS千束三番館206、住民票上の住所東京都墨田区業平3丁目10-12-602 債務者 畑中 三義	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾也	
令和7年(フ)第6494号 東京都世田谷区喜多見7丁目7-18-102 債務者 伊藤 淳椰	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾也	
令和7年(フ)第6502号 東京都中野区弥生町1丁目4-4-102 債務者 小山 勇一	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾也		
令和7年(フ)第6513号 東京都江東区東砂7丁目11-3 債務者 大屋敷桃佳	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 傾也		
令和7年(フ)第6571号 東京都足立区梅島2丁目3-9-604 債務者 和田 直哉	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 傾也		
令和7年(フ)第6471号 東京都足立区梅島2丁目3-9-604 債務者 和田 直哉	1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 傾也		
令和6年(フ)第323号 大阪府高石市取石4丁目2番12号、前住所大阪府高石市取石4丁目14番34号 破産者 濱口 大輔	1 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 2 一般調査期日 令和7年12月2日午前10時 令和7年9月18日		
令和7年(フ)第269号 北九州市門司区下二十町2番30-402号 破産者 ユーテックこと 友富 正博	1 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 2 一般調査期日 令和7年11月26日午後1時30分 令和7年9月17日		
令和7年(フ)第352号 北九州市八幡東区豊町21番22号 破産者 橋田 佳枝	1 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 2 一般調査期日 令和7年12月3日午前11時 令和7年9月17日		
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部		

令和7年（フ）第416号 北九州市八幡西区星ヶ丘1丁目21番2号 (201) 破産者 木村 久恵 1 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 2 一般調査期日 令和7年11月13日午後1時30分 令和7年9月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（フ）第63号 熊本市北区鶴羽田4丁目12番32号 ウイング鶴羽田202、開始決定時の住所熊本市北区鶴羽田3丁目8番89-1号 破産者 川野 俊博 1 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 2 一般調査期日 令和7年12月2日午後2時30分 令和7年9月17日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年（フ）第313号 沖縄県浦添市宮城3丁目17番5-1F比嘉アパート 破産者 株式会社沖琉 1 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 2 一般調査期日 令和7年12月4日前11時30分 令和7年9月17日 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年（フ）第326号 北海道恵庭市恵央町8番6 破産者 野口 俊江 1 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 2 一般調査期日 令和7年11月21日前11時 令和7年9月18日 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年（フ）第1284号 仙台市若林区荒井字桜木道下88番地の6 破産者 菅原 昌美 1 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 2 一般調査期日 令和8年1月9日午後1時30分 令和7年9月19日 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年（フ）第1263号 名古屋市熱田区大宝2-4 白鳥パークハイツ大宝第3号棟第705号室、住民票上の住所 名古屋市瑞穂区春敵町3丁目11番地 破産者 黒木 秀明	1 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 2 一般調査期日 令和8年1月21日午後1時30分 令和7年9月18日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（フ）第310号 大阪府貝塚市久保3丁目7番1-102号、前 住所大阪府貝塚市木積1943番地10 破産者 谷本 直美 1 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 2 一般調査期日 令和7年12月1日午後1時30分 令和7年9月18日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年（フ）第144号 岐阜県各務原市三井町官有地（三井山宿舎E棟402）、開始決定時の住所福岡県遠賀郡芦屋町芦屋1445-1 航空自衛隊芦屋基地 破産者 三坂 大也 1 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 2 一般調査期日 令和7年11月12日前10時30分 令和7年9月19日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（フ）第114号 山梨県甲府市小瀬町68番地6 南栄第10小瀬タウン2号室 破産者 E m i R i s e 株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで 2 一般調査期日 令和7年12月25日前2時30分 令和7年9月18日 甲府地方裁判所民事部破産係 令和6年（フ）第4091号 大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番7号本町 和光ビル内 破産者 吉川商事株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで 2 一般調査期日 令和7年12月1日午後2時50分 令和7年9月18日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年（フ）第416号 熊本市中央区平成3丁目22番41号 破産者 株式会社幸貸衣裳 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 2 一般調査期日 令和7年11月19日前10時15分 令和7年9月17日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年（フ）第914号 神戸市灘区城内通5丁目6番10-602号、開 始決定時の住所神戸市灘区篠原北町3丁目6番14号 破産者 前田 巨樹	1 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 2 一般調査期日 令和7年12月24日前10時30分 令和7年9月17日 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年（フ）第428号 北九州市小倉北区片野4丁目4番23-605号、 開始決定時の住所北九州市小倉北区京町3丁 目12番24-806号 破産者 金本靖徳こと 金 靖徳 (K I M J E O N G D E O K) 1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 2 一般調査期日 令和7年12月4日午後2時 令和7年9月17日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（フ）第91号 宮城県大崎市古川矢目字大下5番地1 破産者 奥山 茂美 1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで 2 一般調査期日 令和8年1月22日前11時 令和7年9月18日 仙台地方裁判所古川支部破産係 書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。 令和7年（フ）第2721号 大阪市淀川区木川東1丁目10番8-4号 C h u r a L e e f 105号 破産者 中島 捷人 異議申述期間 令和7年11月13日まで 令和7年9月18日 大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による再生手続開始 令和7年（再イ）第43号 千葉県佐倉市城679番地15 再生債務者 船曳 恭 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令 和7年11月4日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
--	--	--

令和7年（再イ）第49号 千葉県白井市復1142番地の17 ブランシェ・フルール106号 再生債務者 功刀 裕友 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月4日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第47号 千葉県白井市南山1丁目9番8棟403号 再生債務者 河野 洋子 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（再イ）第218号 名古屋市南区呼続3丁目14番16号 ロジェ桜本町503号 再生債務者 斎藤 浩平 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第130号 埼玉県志木市柏町5丁目9番36号 第3コープ伯楽 202号 再生債務者 井手 一仁 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（再イ）第18号 長野市吉田3丁目13番12号 ローゼンハイツ吉田北館205 再生債務者 丸山 貴史 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで 長野地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第8号 札幌市豊平区西岡3条10丁目9番23号（申立時の住所）北海道小樽市蘭島1丁目12番4号 再生債務者 種川 康治（旧姓寺嶋） 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年10月30日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年（再イ）第134号 埼玉県北本市本町6丁目254番地 再生債務者 新治 崇広 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所第4号	令和7年（再イ）第74号 静岡県島田市川根町家山1045番地の1 再生債務者 平藤 弘太 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月29日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第32号 三重県四日市市久保田2丁目6番30号 再生債務者 山下加代子 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 津地方裁判所四日市支部
令和7年（再イ）第124号 千葉県市川市中山4丁目10番9号 再生債務者 安西 洋 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月29日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第105号 愛知県北名古屋市九之坪山63番地2 再生債務者 西野 公啓 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月22日まで 東京都足立区鹿浜2-32-10-302 再生債務者 小林 大輔	令和7年（再イ）第339号 東京都足立区鹿浜2-32-10-302 再生債務者 小林 大輔 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年11月14日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第139号 千葉県市原市有秋台東1丁目2番地56 再生債務者 佐々木貴之	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	名古屋地方裁判所民事第2部	

令和7年（再イ）第384号 東京都足立区関原3-12-11-310 再生債務者 大森 亮 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年11月14日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第28号 茨城県土浦市真鍋4丁目24番26号 再生債務者 井関 明王 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月19日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第390号 東京都新宿区原町1-10-4-601 再生債務者 宮本 杏（旧姓田中） 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第78号 岡山市北区富原2463番地1 再生債務者 小山 夕美 1 決定年月日時 令和7年9月17日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月4日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第33号 埼玉県熊谷市押切2573番地14 再生債務者 大橋 光義 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月19日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第394号 東京都世田谷区弦巻1-15-1-804 再生債務者 柏原 信行 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第23号 沖縄県豊見城市字高安736番地 ヴィエント デルスール102 再生債務者 金城 知香 1 決定年月日時 令和7年9月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第337号 東京都杉並区高円寺南2-35-15-502 再生債務者 加藤 賢典 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第398号 東京都足立区青井3-5-26-312 再生債務者 滝野 久司 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月19日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第87号 宮城県富谷市富ヶ丘2丁目29番30号 再生債務者 浪川 実 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月12日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第347号 東京都北区赤羽南1-24-1-203 再生債務者 丸山 天士 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第61号 川崎市多摩区堰3丁目17番3-103号 マイキャッスル久地 再生債務者 長島 俊介 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月12日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第12号 福島県大沼郡会津美里町字延命寺前甲512番地8 再生債務者 梅宮 清江	令和7年（再イ）第34号 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月19日まで 福島地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第28号 滋賀県守山市服部町698番地6 再生債務者 中村 卓誠 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで 福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年（再イ）第15号 福岡県みやま市高田町江浦町178番地2 再生債務者 田中佐栄子 1 決定年月日時 令和7年9月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	令和7年（再イ）第8号 香川県三豊市仁尾町仁尾辛40番地3 ビレッジハウス仁尾1号棟204 再生債務者 山木 和昌 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 福島地方裁判所	令和7年（再イ）第3号 千葉県船橋市田喜野井5丁目22番8号 ローズガーデンD-201号 再生債務者 高梨 知晃 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第26号 沖縄県南城市大里字福嶺2592番地1（住民票上の前住所）沖縄県沖縄市泡瀬2丁目32番13号 チエリープロッサム302 再生債務者 大城 翔梧 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第8号 東京都武蔵野市緑町1丁目7番36号榎本第一コーポラス206 再生債務者 岡田 康弘 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第37号 福井県越前市日野美2丁目35番地 タウニ一日野美201 再生債務者 森田 吉雄 1 決定年月日時 令和7年9月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月6日まで 福井地方裁判所
令和7年（再イ）第41号 盛岡市箱清水1丁目34番15号 再生債務者 藤原 厚 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第24号 金沢市円光寺1丁目16番8号 再生債務者 山内 太祐 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第31号 秋田市手形山崎町5番7号 再生債務者 伊藤 愛美 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年10月31日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第6号 岩手県下閉伊郡山田町長崎2丁目8番15号 再生債務者 堀合 紗花 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第3号 滋賀県湖南市岩根678番地579 再生債務者 松山 舞香 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 大津地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第8号 さいたま市浦和区元町2丁目2番10-704号 再生債務者 西村 良太 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年10月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第13号 福島市南矢野目字境田10番地の1 再生債務者 高橋 忍 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第32号 香川県高松市屋島西町2290番地5 再生債務者 梶原 正和 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年（再イ）第130号 千葉県船橋市三山9丁目33番9-1号 再生債務者 東條 靖久 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年10月31日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第36号	神奈川県厚木市元町1番20号 シャトレストンリバーII 211 再生債務者 村田 拓也 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年10月31日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和7年（再イ）第14号	長野県上田市中之条377番地2 2号 再生債務者 宮本 大輔 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年10月31日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年（再イ）第77号	静岡市葵区相渕331-34 再生債務者 勝見 孝夫 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年10月31日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第35号	三重県桑名市長島町押付532番地11 マンションコロク105号 再生債務者 且 竜斗 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年10月31日まで 津地方裁判所四日市支部
令和7年（再イ）第22号	山口県下関市彦島田の首町2丁目12番25号 再生債務者 山口ドローン販売こと小西工業こと 小西 翼

令和7年（再イ）第29号	福岡県北九州市八幡東区清田1丁目4番27号 再生債務者 矢野 賞太 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 山口地方裁判所下関支部再生係
令和7年（再イ）第19号	北海道河東郡音更町北鈴蘭北4丁目2番地30 再生債務者 田中 伸一 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年10月31日まで 釧路地方裁判所帶広支部再生係
令和7年（再イ）第81号	岡山市北区高柳西町5番6号 再生債務者 北川 正勝 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月4日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第71号	千葉県野田市なみき1丁目1番地4 再生債務者 中田 祐介 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第108号	神戸市須磨区平田町5丁目3番地の2 DA 1 MON 平田町301号 再生債務者 仲古谷仁志 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第29号	福岡県北九州市八幡東区清田1丁目4番27号 再生債務者 矢野 賞太 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 山口地方裁判所下関支部再生係
令和7年（再イ）第2号	鹿児島県鹿屋市田崎町1302番地5 再生債務者 田中 啓太 1 決定年月日時 令和7年9月17日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第2号	鹿児島県鹿屋市田崎町1302番地5 再生債務者 田中 啓太 1 決定年月日時 令和7年9月17日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係
令和3年（再イ）第33号	小規模個人再生による再生計画取消 令和3年（再イ）第33号 北海道夕張市末広2丁目4番地12、(開始決定時の住所) 富山県中新川郡立山町柿の木沢21番地7 再生債務者 山本 忠教 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和3年11月5日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。 令和7年9月18日 富山地方裁判所民事部
令和3年（再イ）第64号	令和3年（再イ）第64号 大阪府泉佐野市中庄896番地 三和荘 再生債務者 川崎 凌 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和4年2月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。 令和7年9月18日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年（再イ）第11号	小規模個人再生による再生手続廃止 令和7年（再イ）第11号 宮城県名取市愛島台2丁目18番地の12 再生債務者 只野 伶大 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月18日 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第6号	仙台地方裁判所第4民事部 千葉県大網白里市富田2113番地76 再生債務者 由利 貴嗣 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月18日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年（再イ）第135号	東京都北区田端1-12-24-201 再生債務者 小野 大樹 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月18日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第51号	静岡県藤枝市鬼島536番地の5 再生債務者 秋山 健生 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。 令和7年9月19日 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第51号	京都市西京区上桂大野町21番地10 再生債務者 田村 直也 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月19日 京都地方裁判所第5民事部再生係 給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再イ）第5号	仙台市若林区荒井南28番地の8 再生債務者 荒井 光康 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 仙台地方裁判所第4民事部

令和 7 年（再口）第 4 号

兵庫県姫路市飾磨区今在家 2 丁目 62 番地

再生債務者 一色 秀雄

- 1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 19 日午後 1 時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 10 月 17 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 7 年 10 月 31 日から令和 7 年 11 月 21 日まで

神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和 7 年（再口）第 2 号

千葉県船橋市緑台 2 丁目 9 番 1 棟 501 号

再生債務者 上妻 隼

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 7 年 8 月 26 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 7 年 10 月 6 日まで
- 令和 7 年 9 月 17 日

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年（再口）第 3 号

仙台市宮城野区岩切字稻荷西 57 番地の 4

再生債務者 菅原 拓也

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 7 年 9 月 12 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 7 年 10 月 9 日まで
- 令和 7 年 9 月 18 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年（再口）第 1 号

新潟市西区青山 3 丁目 14 番 42 号 2

再生債務者 駒田 彩加

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 7 年 9 月 8 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 7 年 10 月 10 日まで
- 令和 7 年 9 月 19 日 新潟地方裁判所民事部

令和 7 年（再口）第 1 号

福井県坂井市丸岡町宇田第 4 号 19 番地の 4

再生債務者 中野 美則

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 7 年 8 月 22 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 7 年 10 月 17 日まで
- 令和 7 年 9 月 19 日 福井地方裁判所
給与所得者等再生による再生計画認可

令和 6 年（再口）第 5 号

大分県白杵市大字江無田 150 番地の 3 川辺ビル 405 号

再生債務者 八木 韶三

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 7 年 9 月 10 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和 7 年 9 月 17 日 大分地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 7 年（再口）第 1 号

千葉県松戸市千駄堀 1500 番地の 13 平和マンション 205 号、前住所 東京都練馬区氷川台 3 丁目 40 番 11 号 SAMONS 101 号

再生債務者 岩元裕太郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 7 年 9 月 11 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和 7 年 9 月 16 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

企業年金基金清算結了公告

当基金は、令和 7 年 9 月 16 日東北厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第 63 条第 2 項の規定に基づき公告します。

令和 7 年 9 月 30 日

青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

青森銀行企業年金基金
清算人 木村 敏賢

企業年金基金清算人退任公告

当基金は、令和 7 年 9 月 16 日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第 59 条に基づき公告します。

1. 清算人氏名 木村 敏賢
2. 住所 青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

令和 7 年 9 月 30 日

青森銀行企業年金基金

令和 6 年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件

令和 7 年 9 月 30 日 国民年金基金連合会

個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項の規定に基づき、令和 6 年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例（令和 6 年 1 月 12 日公告）第 2 号において別途公告で定めることとされている日は、同特例第 1 号で定めた指定地域のうち、石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る場合について、令和 7 年 10 月 31 日とする。

会社その他のお知らせ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和 7 年 5 月 15 日

掲載頁 九十四 頁 (号外第一〇七号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和 7 年 5 月 15 日

掲載頁 八十三 頁 (号外第一〇七号)

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和 7 年 5 月 15 日

掲載頁 七十七 頁 (号外第一〇七号)

令和 7 年 9 月 30 日

東京都文京区小石川二丁目二十一番一号

(甲) 楽天アソシエイトワーカー株式会社

代表取締役 川村 興市

兵庫県川西市久代三丁目六番一号 プロロジス

スパーク川西 (乙) 株式会社 ORS

代表取締役 藤木 俊長

岩手県一関市大町一一番二四号

(丙) 株式会社 北上書房

代表取締役 藤木 俊長

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和 7 年 11 月 1 日であり、両社の株主総会の承認決議は令和 7 年 9 月 30 日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和 7 年 1 月 31 日

掲載頁 十二 頁

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和 7 年 1 月 31 日

掲載頁 八十九 頁 (号外第二十九号)

令和 7 年 9 月 30 日

東京都港区六本木二丁目二番一号

(甲) イタノジ株式会社

代表取締役 永嶋 章弘

東京都港区六本木二丁目二番一号

(乙) 株式会社 Housmat

代表取締役 針山 昌幸

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <https://syla-tech.jp/>

令和 7 年 9 月 30 日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

(甲) 株式会社シーラホルディングス

代表取締役 湯藤 善行

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

(乙) 株式会社シーラテクノロジーズ

代表取締役 杉本 宏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月三十日 東京都港区六本木一丁目三番五〇号

(甲) 株式会社 A b i t o
代表取締役社長 二神 亮介

東京都武藏野市中町一丁目一二番一〇一
五〇六号 (乙) 株式会社 A M C - 2
代表取締役社長 増田 明洋

合併公告

左記会社は、保険業法に基づく認可を前提に合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日に終了しております。合併後存続する甲の資本金の額は、五十億五千四百六十四万四千四百九円であり、この合併による甲の資本金の額の増加はありません。

甲は乙の全株式を保有していますので、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権または金銭の割当ては行いません。

尚、乙の保険契約者の合併後における権利は、合併効力発生日において、その内容に影響を受けることなく甲に引き継がれます。

債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.daidokasai.co.jp/
(乙) https://www.dwil.co.jp/
令和七年九月三十日 沖縄県那覇市久茂地一丁目一二番一号

(甲) 大同火災海上保険株式会社
代表取締役 松川 貢大
沖縄県那覇市久茂地二丁目二番二〇号

(乙) 大同火災WiL少額短期保険株式会社
代表社員 CES岩手太陽光発電所合 同会社
同会社
代表取締役 松村 幸司

代表取締役 松村 幸司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のファイットネス事業以外の事業に関して有する吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年九月三十日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年九月三十日

令和七年九月三十日 東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリー

(甲) 株式会社 N S S K - X
代表取締役 津坂 純

大阪市中央区谷町一丁目七一四
(乙) 株式会社 ベストライフ
代表取締役 岩本 元熙

令和七年九月三十日 東京都港区谷町一七六一一番二六
ンヒルズM O R I タワー

(甲) 株式会社 N S S K - X
代表取締役 津坂 純

茨城県水戸市大塚町字谷津一七六一一番二六
（茨城新聞）

令和七年九月三十日 東京都港区谷町一七六一一番二六
（茨城新聞）

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社三藤工芸（住所東京都江戸川区大杉三丁目五番一四号）に対して、当社の神社寺院の授与品の製造及び販売、美術工芸品の製造及び販売等に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日 東京都中央区銀座二丁目一二番四号 N & E B L D. 六階 合同会社 フィリー 代表社員 渡邊 壮

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年九月三十日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年九月三十日

令和七年九月三十日 東京都新宿区新小川町五番五号
合同会社 北斗 代表社員 岩崎 北斗

令和七年九月三十日 東京都新宿区深沢四丁目三番二二号 HOT DOG STUDIO 合同会社 代表社員 伊藤 敬介

令和七年九月三十日 東京都世田谷区深沢四丁目三番二二号 HOT DOG STUDIO 合同会社 代表社員 伊藤 敬介

令和七年九月三十日 東京都八王子市長沼町一五一番地一九一二号 合同会社 ワンリーフ 代表社員 胡 建 民

令和七年九月三十日 東京都八王子市長沼町一五一番地一九一二号 合同会社 ワンリーフ 代表社員 胡 建 民

令和七年九月三十日 東京都文京区湯島三丁目一〇一九二ユーハイツ 代表社員 難波江里未

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日 東京都中央区銀座二丁目一二番四号 N & E B L D. 六階 合同会社 フィリー 代表社員 渡邊 壮

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年九月三十日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年九月三十日

令和七年九月三十日 東京都新宿区新小川町五番五号
合同会社 北斗 代表社員 岩崎 北斗

令和七年九月三十日 東京都新宿区深沢四丁目三番二二号 HOT DOG STUDIO 合同会社 代表社員 伊藤 敬介

令和七年九月三十日 東京都世田谷区深沢四丁目三番二二号 HOT DOG STUDIO 合同会社 代表社員 伊藤 敬介

令和七年九月三十日 東京都八王子市長沼町一五一番地一九一二号 合同会社 ワンリーフ 代表社員 胡 建 民

令和七年九月三十日 東京都八王子市長沼町一五一番地一九一二号 合同会社 ワンリーフ 代表社員 胡 建 民

令和七年九月三十日 東京都文京区湯島三丁目一〇一九二ユーハイツ 代表社員 難波江里未

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都千代田区神田和泉町一番地六一一六ヤマトビル四〇五

代表社員 湯佳斌
代表社員 湯佳斌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
神奈川県横浜市神奈川区山内町一水産棟五階一二号室

ARXIA Design合同会社
代表社員 南條玄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
神奈川県横浜市神奈川区山内町一水産棟五階一二号室

ARKA V.T Group
代表社員 山本ハヤト

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
名古屋市中区栄三丁目三五番四七号サン・栄三丁目ビル六〇四

合同会社V.T Group
代表社員 山本ハヤト

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
愛知県小牧市東田中二九七番地一二

ハピナス合同会社
代表社員 杉浦譲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
岡山県岡山市北区大元上町七番二〇〇号

合同会社momotaro
代表社員 応武朋枝

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月三十日
札幌市北区新琴似町七八五番地五

ヒップスタイル北海道株式会社
代表取締役 新藤繁

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月三十日
滋賀県米原市西円寺四二七番地

株式会社近交運輸
代表取締役 山田普

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億六七六九万五一〇円減少し、金一億円とする)にいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
茨城県土浦市虫掛三七〇六一一

株式会社Novaccel
代表取締役 山下了

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
茨城県土浦市虫掛三七〇六一一

株式会社Novaccel
代表取締役 山下了

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
令和七年九月三十日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

GMO A.I.&ロボティクス商事株式会社
代表取締役 内田朋宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都渋谷区渋谷一丁目二五号セボン代官山一一〇

株式会社STUDIO MUSO
代表取締役 田中久也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都中野区中野二丁目二四番一一号

株式会社優良住宅ロード
代表取締役 佐藤考之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都渋谷区桜丘町四一四VORT渋谷桜丘ビル五F

株式会社Amaneke
代表取締役 鹿熊亮甫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都渋谷区桜丘町四一四VORT渋谷桜丘ビル五F

株式会社Amaneke
代表取締役 鹿熊亮甫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
令和七年九月三十日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

スビル五階
代表取締役 杉本勇次

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を一億二千五百万円減少し二千五百万円とすることにいたしました。この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都港区南青山六丁目三番九号

株式会社ダイワロジテック
代表取締役 更科雅俊

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を一億二千五百万円減少し二千五百万円とすることにいたしました。この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都港区南青山六丁目三番九号

株式会社優良住宅ロード
代表取締役 佐藤考之

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を一億二千五百万円減少し二千五百万円とすることにいたしました。この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都中野区中野二丁目二四番一一号

株式会社優良住宅ロード
代表取締役 佐藤考之

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を一億二千五百万円減少し二千五百万円とすることにいたしました。この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
横浜市金沢区福浦一丁目一三番地三

KOEI JAPAN株式会社
代表取締役 岩本守

株式交換公告

当社(甲)は、株式会社スノーピーク(乙、新潟県三条市中野原四五六番地)を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号

株式会社DTB
代表取締役 葉山弘崇

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億二千三百九十万七百三十円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
代表取締役 杉本勇次

(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十四日
掲載頁 四十二頁 (号外第八十三号)

(乙) http://www.snowpeak.co.jp/
令和七年九月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
代表取締役 杉本勇次

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ネームスターを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十一月四日までに当社に提出下さい。

令和七年九月三十日

富山県滑川市柴三二〇番地二四

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者であるナヤ・ラジーヴ・スヴァーシュが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

ラジーヴ・スヴァーシュが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都港区三田一丁目四番二八号

QUEST GLOBAL SERVI

CES PTE. LTD.

日本における代表者 ナヤ・ラジーヴ・

スヴァーシュ

限定承認公告

本籍岩手県一関市中里字沢田二五二番地、最

右被相続人は令和七年五月二日死亡し、その

相続人は令和七年九月十九日盛岡家庭裁判所一関

支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者

及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内

に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し

出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月三十日

岩手県一関市山目字境七番地山目境千葉貸

家三棟 相続財産清算人 小野寺 浩

限定承認公告

本籍富山県富山市柳町四丁目五五番地、最後

の住所大阪府吹田市高野台一丁目二番二一五

○三号

右被相続人は令和七年五月二十五日死亡し、そ

の相続人は令和七年九月二十二日大阪家庭裁判所

にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び

受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請

求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出が

ないときは弁済から除外します。

令和七年九月三十日

大阪府吹田市高野台一丁目二番二一五〇三号

相続財産清算人 滑川 英樹

限定承認公告

本籍大阪府岸和田市西之内町六五三番地、最

後の住所大阪府岸和田市下野町四丁目八番一

号 被相続人 亡 寺田 幸弘

右被相続人は令和七年五月二日死亡し、その相

続人は令和七年九月二十五日大阪家庭裁判所岸和

田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権

者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以

内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申

し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月三十日

大阪市淀川区西宮原二丁目六番六七一〇

五号 相続財産清算人 寺田 幸司

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日で

ある令和七年十一月一日までに乙に提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年八月二十五日

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月三十日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

(甲) ニューブリッジ2株式会社

代表取締役 安東 泰志

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少する

ことになりました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

要旨は令和七年四月十八日付官報の号外第八十八

号六十八頁に掲載されています。

令和七年九月三十日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田

ビルディング三F

CEMOHINOODE特定目的会社

取締役 スティラック・ジラティ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千万円減少す

ることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://www.kaikai-home.com/axess/0037/index.html>

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Hi Jet 特定目的会社

FLOW-KONA特定目的会社
取締役 安藤 康浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億四千四百七十

万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://www.kalkei-home.com/axess/0105/index.html>

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号 太陽石油株式会社

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

訂正公告

令和七年九月十八日(号外第二〇九号)掲載の

第三十九期決算公告(株組)中、流動資産の金額

[3,482,879] であるは [3,508,332]、資産の部合

計の金額 [3,921,540] であるは [3,946,993]、株

主資本の金額 [1,765,909] であるは [1,791,362]

利益剰余金の金額 [△9,8,208] であるは

[△892,754]、その他利益剰余金の金額 [△918,208]

とあるは [△892,754]、かかる当期純損失の金額

[(362,832)] および [△(337,379)]、負債及び純

資産の部合計の金額 [3,921,540] であるは

[3,946,993] の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年九月三十日

東京都新宿区新宿一丁目一一番一一号 株式会社アーケノハラ

代表取締役社長 岡本 力

訂正公告

令和七年八月十九日掲載のトライヴィイスター

キヤピタル株式会社に係る資本金及び準備金の額

の減少公告中、資本準備金の減少額「一千五百円」

とあるは「一千五百万円」の誤りにつき訂正しま

す。

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

代表取締役社長 岡本 力

訂正公告

令和七年八月十九日掲載のトライヴィイスター

キヤピタル株式会社に係る資本金及び準備金の額

の減少公告中、資本準備金の減少額「一千五百円」

とあるは「一千五百万円」の誤りにつき訂正しま

す。

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

代表取締役社長 岡本 力

訂正公告

令和七年八月二十四日掲載のトライヴィイスター

キヤピタル株式会社に係る資本金及び準備金の額

の減少公告中、資本準備金の減少額「一千五百円」

とあるは「一千五百万円」の誤りにつき訂正しま

す。

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号 披店

代表取締役社長 岡本 力

訂正公告

令和七年九月二十四日掲載の被相続人 亡 岡

田 勉に係る限定承認公告中、「岡山県倉敷市東

町一〇七七番地三」とあるは「本籍岡山県倉敷市

東町一〇七七番地三」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

代表取締役社長 岡本 力

確定給付企業年金の清算公告(第II回)

当社の規約型確定給付企業年金(四規 第〇一

二九一号 旧南西石油分)は、令和七年八月一

日厚生労働大臣の承認に基づき終了しました。

で、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する

者は、本公告第一回掲載(令和七年九月二日)の

翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは確定給付企業

年金制度の清算から除外します。